



熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額に係る申告書

年 月 日

十日町市長 様

住 所

申告者氏名
(納税義務者) (名称)

電話番号 ()

(個人番号又は法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

地方税法附則第15条の9第9項及び同条第10項に規定する熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けたいので、同条第11項及び十日町市税条例附則第9条の2第9項の規定に基づき、事実を証する書類を添えて申告します。

家屋の所在	十日町市		家屋番号 ※未登記の場合は記入不要です。
種 類	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ 共同住宅		持家の種類 一戸建 ・ マンション
構 造	木造 ・ 非木造 (造) 階建		
延床面積	m ²	併用住宅にあってはそのうちの住宅部分床面積	m ²
建築年月日	年 月 日		平成26年4月1日以前から所在する住宅であることが必須要件
登記年月日 ※未登記の場合は記入不要です。	年 月 日		
熱損失防止改修工事完了年月日	年 月 日		平成26年4月1日以降に完了した工事であることが必須要件
熱損失防止改修工事の内容	窓 ・ 天井 ・ 壁 ・ 床	工事を実施した個所に○印	窓の断熱性を高める改修工事を行っていることが必須要件
熱損失防止改修工事に要した費用	全体の工事費用 円		熱損失防止改修工事以外の工事を含む
	熱損失防止改修工事費用 補助・給付金額 自己負担金額(60万円超が要件)		
	円 —	円 =	円
認定長期優良住宅の該当の有無	☐ 該当 ☐ 非該当		
備 考	※改修工事完了後、3か月以内に本申告書を提出できなかった場合、その理由を記入してください。		
世帯区分等状況確認	本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分、現住所、補助・給付制度の利用状況について、固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに、 同意します ・ 同意しません いずれかに○を記入してください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくことになります。		

※ 添付書類

- (1)増改築等工事証明書
- (2)改修工事に要した費用が確認できる書類の写し(工事見積書、契約書、工事費用の領収書等)
- (3)補助金や給付金を受給している場合は、その決定を受けたことを確認できる書類の写し
- (4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条又は第13条に規定する通知書の写し(該当する場合のみ)

※ 改修工事完了後3か月以内に提出してください。

熱損失防止(省エネ)改修住宅に対する固定資産税の減額について

この申告書は、熱損失防止(省エネ)改修工事が完了した住宅の固定資産税の減額適用を受ける場合に、その家屋の所有者から申告していただくものです。

1 概要

(1)平成26年4月1日以前から所在する住宅で、令和6年3月31日までの間に省エネ改修工事が完了した家屋の固定資産税(上限120㎡)の3分の1を減額します。

※併用住宅の場合、減額の対象となるのは居住部分のみとなります。

※平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に省エネ改修工事を行った住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものについては、固定資産税額(上限120㎡)の3分の2を減額します。

(2)減額される期間は、改修工事が完了した年の翌年度1年分です。

2 対象となる家屋

(1)平成26年4月1日以前から所在する住宅であること。(賃貸住宅を除く。)

(2)家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。(併用住宅は居住床面積が全体床面積の2分の1以上であること。)

(3)対象となる省エネ改修工事を行っていること。

3 対象となる省エネ改修工事

(1)改修工事に要した費用の額が1戸当たり60万円超、または断熱改修工事が50万円超であり、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事と合わせて60万円超

※改修工事費に国や地方公共団体からの補助金等が含まれている場合はそれを除いた金額。

(2)窓の断熱性を高める改修工事又は窓の断熱性を高める改修工事と合わせて行う以下の改修工事についても対象

ア 天井等の断熱性を高める改修工事

イ 壁の断熱性を高める改修工事

ウ 床等の断熱性を高める改修工事

4 提出書類

省エネ改修工事完了後3か月以内に、申告書に次の書類を添付して提出してください。

(1)増改築等工事証明書(建築士事務所に所属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行)

(2)改修工事に要した費用が確認できる書類の写し(工事見積書、契約書、工事費用の領収書等)

(3)補助金や給付金を受給している場合は、その決定を受けたことを確認できる書類の写し

(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条又は第13条に規定する通知書の写し(該当する場合のみ)

5 提出先

〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地

十日町市役所 総務部 税務課 家屋資産税係

電話 025-755-5131(直通)